(45) 家具、腰掛け及びプレハブ建築物のうち、次に掲げるもの
(i) 航空機又は自動車に使用する種類の腰掛け
(ii) 事務所において使用する種類の木製家具
(iii) プレハブ建築物
(46) 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル
(47) 雑品及びその部分品のうち、次に掲げるもの
(i) ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品並びにボタンのブランク
(ii) ペン先及びニブポイント
(iii) インキパッド

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　西村　康稔

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の六のロの(1)中1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	*Anoplophora glabripennis*（ツヤハダゴマダラカミキリ）
2	*Apriona swainsoni*（サビイロクワカミキリ）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六のロの(1)の1の項及び2の項の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　野村　哲郎
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛力強化資金に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十四号

防衛力強化資金に関する政令

内閣は、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「法」という。）第十三条第一項に規定する計画表の作成の時期については、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第十一条第五項に規定する書類の財務大臣への送付の時期の例による。

2　法第十三条第一項に規定する実績表は、翌年度の七月三十一日までに作成するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　防衛力強化資金の管理に関すること。

第二十三条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　防衛力強化資金の管理に関すること。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十五号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令

内閣は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十七条第一項及び第十八条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。